

香美市人権尊重のまちづくり審議会公募委員募集要項

1 目的

香美市人権尊重のまちづくり条例第10条に規定する審議会において、全ての人の人権が尊重される社会を実現するための施策の推進等について審議するための審議会委員を公募します。

2 審議事項

- (1) 人権施策に関する基本的な方針の策定や変更に関すること
- (2) 人権教育及び啓発の推進に関する行動計画の実施状況等に関すること
- (3) 人権尊重のまちづくりの推進に必要な事項

3 委員の募集

(1) 応募資格

- ア 市内在住、在勤、在学の方
- イ 任期の開始日において18歳以上の方
- ウ 平日日中の会議(年数回)に出席できる方
- エ 市議会及び市職員並びに香美市の審議会等の委員を3つ以上兼務していない方
- オ 人権に関して一定の知識を有している方

(2) 募集人員 若干名

(3) 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 審議会の開催予定

年に1~2回、平日昼間に2時間程度(状況により回数、時間ともに増減します。)

(5) 報 酬

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により、報酬と交通費を支給する。報酬は、日額5,100円(会議等の時間が4時間以下のときは3,000円)で、この金額から所得税分が控除されます。

(6) 応募締め切り 令和8年3月6日(金曜日) 必着

(7) 応募方法

ア 別紙の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(ア) 郵送：〒782-0045 香美市土佐山田町 1961番地 香美市立ふれあい交流センター

(イ) 持参：香美市立ふれあい交流センター、香北支所、物部支所

(ウ) 電子メール：koryu@city.kami.lg.jp

イ 応募用紙は、香美市立ふれあい交流センター、香美市役所本庁舎総合案内(1階)、香北支所及び物部支所の窓口で配付します、市ホームページからダウンロードも可能です。

4 応募先及び問い合わせ先

香美市立ふれあい交流センター

所在地：〒782-0045 香美市土佐山田町 1961番地

電話：0887-53-2631

電子メール：koryu@city.kami.lg.jp

5 周知方法

広報香美又は香美市ホームページにおいて周知します。

6 選考方法及び結果通知

選考要項に基づき選考委員会において選考します。

選考結果は、3月末までに応募者全員に文書で通知します。